

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	厚生労働省
重点分野名	調査・統計に対する協力
局名	子ども家庭局

### I. 児童養護施設入所児童等調査

#### **1 手続の概要及び電子化の状況**

① 手続の概要

当該調査は、児童福祉法に基づいて、児童養護施設等に措置されている児童等の実態を明らかにして、要保護児童の福祉増進のための基礎資料を得ることを目的として概ね5年周期で実施。

都道府県、政令市、中核市（以下、都道府県等）を通じ、児童養護施設等に調査票等を配布し、施設の長・管理者等は、入所している児童毎に調査票を作成し、都道府県等に提出。

② 電子化の状況

電子化は行われていない。

#### **2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）**

平成29年度調査においては、利活用見込みの低い調査項目を削減し、調査票の設問や選択肢の文言をわかりやすいものに置き換え、あわせて記入要領等についても、過去に照会の多かった内容等を掲載するなど、疑義照会や調査票作成について約5%のコスト削減を図る。

5年後に予定されている次回調査においては、都道府県・指定都市・中核市名等情報のプレプリント対応、「政府統計共同利用システム」等を活用したオンライン調査を導入する予定。

## Ⅱ. 地域児童福祉事業等調査

### 1 手続の概要及び電子化の状況

#### ① 手続の概要

本調査は、保育を中心とした児童福祉事業に対する市町村の取組などの実態を把握し、多様化した需要に的確に対応した児童福祉行政施策を推進するための基礎資料を得ることを目的として毎年実施。

幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の各調査票については、都道府県から市町村、政令指定都市又は中核市を経由し、調査対象施設等への調査票を配布。

調査対象施設等の管理者・事業者は配布された調査票に当該施設等の状況記入し、政令指定都市、中核市、その他市町村に郵送又は直接回収等で提出する。

#### ② 電子化の状況

電子化は行われていない。

### 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

平成 29 年度調査より、

- ・ 行政記録情報を活用し、一部調査事項の調査票へのプレプリント方式を導入する。
- ・ 電子調査票での回答を可能とする。
- ・ 電子調査票の必要項目にエラーチェック機能等を付与することにより、自治体から調査対象施設への疑義照会への対応時間を削減する。

また、平成 30 年度調査以降、「政府統計共同利用システム」等を活用したオンライン調査を導入し、全体でオンライン回答率 30%となるよう、オンライン調査票作成要領をわかりやすい内容で作成し、また、電子調査票の設計（エラーの告知方法や頻度、自動計算部分など）を見直し、調査対象者にとって作成が煩わしくならないような電子調査票様式を提供する。

以上により、全体で 12%のコスト削減を図る。

### 3 コスト計測

#### コスト計測の方法及び時期

##### (1) コスト計測の方法

調査票作成者である施設管理者・事業者へのアンケート等による聞き取りによって実施する。

##### (2) コスト計測の対象

記入要領の読み込み、調査票の作成、不明点等の問い合わせ、提出準備、提出にかかる移動、自治体から対象施設への疑義照会対応の合計時間とする。

##### (3) コスト計測の時期

- ・ 平成 29 年度については、調査実施後の平成 30 年 2 月に実施予定。
- ・ 平成 30 年度以降についても、同様に調査実施後に実施予定。

##### (4) コスト計測の結果

平成 28 年度：約 2,220 施設 × 20,964 秒（約 5.82 時間） = 12,926 時間